

嘉手納基地へのF - 22戦闘機の一時的配備に対する意見書

米本国バージニア州ラングレー空軍基地所属の最新鋭ステルス戦闘機F - 22Aラプターが、去る1月10日と12日にかけて12機のうち10機が飛来し、残り2機も後日飛来するとのことである。

同機の一時的配備は、一昨年2月に引き続き2回目で、配備期間は、前回は約3か月間とのことである。前回飛来した際には580回以上の飛行訓練を行ったのをはじめ、帰還する際、運用上の理由で深夜から未明にかけて離陸を行い、基地周辺住民に甚大な騒音被害を与えた。

また、今後も暫定配備もあり得るとのことであり、米軍再編後における嘉手納基地のF - 15戦闘機の訓練移転の実態と比較すると、はるかに外来機の飛来数及び日数は多く、基地機能は強化されている。一昨年に引き続き飛来することは、負担軽減に逆行するもので常駐配備に向けての準備と言わざるを得ない。

本町議会においては、昨年末にF - 22戦闘機の一時的配備に対する中止要請等を行ったのをはじめ、幾度となく訓練等に伴う外来機の飛来に対し中止要請や抗議などを行ってきたが、米軍並びに国の姿勢は、地位協定を盾にした運用上の理由で基地周辺住民の声を無視した一時的配備であり、到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 F - 22戦闘機の一時的配備を即時中止すること。
- 2 外来機の飛来状況を速やかに公表すること。
- 3 実感できる負担軽減を速やかに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年1月16日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長